

# 第5回 ADR法に関する検討会 議事録

第1 日 時 平成25年7月26日（金） 自 午後1時15分  
至 午後3時03分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 出席者

委 員 伊藤座長，植垣委員，丹野委員，道垣内委員，林委員，藤井委員，森委員，  
山本委員，渡部委員

事業者 【東京都行政書士会】中西会長，伊藤センター長，光永次長

【福岡県社会保険労務士会】小柳副所長，安藤副所長

【愛知県土地家屋調査士会】富士田顧問，梶田運営委員長，齋藤運営委員

【札幌司法書士会】高木副会長，橋本センター長，村井事務長

第4 議 題 ADR事業者に対するヒアリング

第5 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○飯島課長 それでは、予定の時刻となりましたので、第5回ADR法に関する検討会を開会いたします。

伊藤座長、よろしくお願ひいたします。

○伊藤座長 本日は、お暑いところ、またお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速、議事に入りたいと存じます。前々回から3回の予定でADR事業者等に対するヒアリングを実施しておりますけれども、最終回の本日は、東京都行政書士会、福岡県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、札幌司法書士会から、それぞれお手元のヒアリング事項につきまして15分ずつ御説明いただいて、その後それぞれの方に対する質疑の時間をまとめて設けたいと存じます。

早速でございますけれども、東京都行政書士会の方からの御説明をお願いしたいと思ひます。

○伊藤センター長 行政書士ADRセンター東京のセンター長を拝命しております伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

ヒアリング事項のI番、認証ADR手続の実際についてのうちの1、取り扱う紛争の範囲、具体的な事例というところですが、行政書士ADRセンター東京は4分野でございます。これは正確な表記をしているのですが、大まかに言いますと、一については外国人の就労・就学がここに該当します。具体的な事案としては、外国人就労者に対するハラスメントや、外国人就学者の不登校や、就学者に関する学校クレーム等がその事案に該当いたします。

二については自転車事故でございます。中でも、自転車と自転車の事件、自転車と歩行者の事件、自転車が引き起こした物損事故がこれに該当いたします。

三、東京都内に住所又は居所を有する者が飼っている愛護動物に関する紛争でございます。大まかに分けると4分野ぐらいございまして、ペットによる咬傷事故、ペットが受けたかみ付き等の事故、ペットの医療事故、ペットの売買トラブル、近隣紛争というのが大まかな4分野ということになります。

四、東京都内に所在する居住用賃貸借物件についての敷金原状回復に関するトラブルです。具体的事例としては、敷金の清算に関する紛争、敷金ゼロ物件に関する原状回復紛争等がこれに該当いたします。

2番、相談の受付状況、相談からADR手続への流れということでございます。別紙、ADRセンター東京の実績（平成21年～25年）及び行政書士ADRセンター東京手続フロー図を御参照いただければと思ひます。当センターは平成21年5月25日に認証を受けておりますが、今年7月17日までの数字、全体で4年間ですが、問い合わせ件数が534件、相談件数59件、受理件数34件、調停実施が15件で、うち合意件数が9件でございます。

3番、申立てが簡易にできるようにするための工夫。事前相談に来た方がその場で申込みができるよう、申込書、重要事項説明書等を備えています。これはより丁寧に説明ができるような形で様々な工夫を加えております。

4、相手方の応諾を取り付けるための工夫。これは、調停人候補者のうちから手続管理委員を新たに任用しておりますが、この手続管理委員が傾聴スキル等を駆使して、利用者の理解が得られるようにしております。さらに、当センターにおいては、手続管理委員自身が、「是非とも調停をお受けいただけませんか」という調停レターとか、到着した日時を見計らって、電話による調停への促進等を行っております。

5、和解の仲介手続における工夫。当センターは対話促進型調停というモデルを採用しております。当事者が納得いくまで話し合いを重ねることを基本としておりまして、必要に応じて弁護士の助言を頂くというのが当会の独自のやり方と言いますか、対話促進型調停を採用しているということでございます。

6、成立した和解の実効性を確保するための工夫。和解書（合意書）作成の際に、紛争が再発したり、合意内容が履行されないような場合には、再度、当センターでの話し合いを促すような一文を挿入するよう、調停人候補者へ適宜伝達しています。もし当事者が何か執行力をと望むであれば、即決和解とか、公正証書にするなどの指示もしております。

7、当事者の負担する費用です。申込手数料は1期日当たり3,600円でございます。申込み時には申込手数料と第1回目の期日手数料7,200円をお支払いいただき、仮に期日が開かれない場合には期日手数料を返還するというやり方を採っております。なお、負担割合については、全体で3,600円ですので、1期日ごとに「今回どうされますか」と。通常は1,800円ずつの折半なのですが、場合によっては申込人が「私が払います」ということで払うケースもございます。

8、守秘義務が問題となった事例。特に該当はございません。

9、代理人の選任状況。愛護動物事案において申込人側に1件、自転車事故事案において相手方に1件、代理人弁護士が付いた事例があります。共に1回期日を経て第2回期日における選任でした。これは昨年的事例でございます。

10、ADR法上の特例は、特に該当はございません。

11、利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に対する評価。最近の新聞・テレビ等による取材の効果により、マスメディアにより情報を得た利用者が多いように把握しておりますが、特に統計は取っておりません。以前はインターネットによる検索利用から、東京都行政書士会の他機関を経由するなどして契機を得た利用者も一定割合います。利用者の評価については今年度よりアンケート等をお願いしようとしております。

12、手続・結果概要の公表。実施については、東京都行政書士会の会報「行政書士とうきょう」という雑誌にて都度公表しております。具体的な内容については現在は一切公表していません。

Ⅱ 認証ADRの利用促進について。1、広報、専門・得意分野のPR。専用の販促グッズ（パンフレット等）を作成し、各種公的機関（市区町村役場、公証人役場）に設置をお願いしたり、あるいは、当センターが行っている市民公開講座や、東京都行政書士会が行う各種イベントの際に可能な限りPRを行ったりするなどしております。また、各種団体（例えば動物愛護団体等）と連携をとるべく積極的に働きかけをしております。

2、他機関との連携。上記のとおり、各種関係団体と連携をとるべく働きかけをし、その他法テラス、東京都消費生活総合センターなど、相談窓口が設置されている機関とも連携を図れるよう現在も協議をしております。

Ⅲ 認証ADRの運用について。1, 組織・体制。センター長を始めとし、次長、運営委員で構成される運営委員会を毎月1回開催するほか、常々必要な際に運営に関する事項を話し合えるよう会議を開催しております。現在、センター規則を始めとする各規程について見直し、整備を図っております。

2, 財務状況。東京都行政書士会において、毎年1,000万円弱の予算を計上し、事業に取り組んでおります。予算の執行状況は例年95%を超えております。

3, 手続実施者等に対する研修等。調停人候補者（手続実施者）となる資格を得るための「調停人候補者養成研修」を毎年開催し、研修に対する効果測定、面接試験等も行っております。また、調停人候補者となった後も調停技法について研さんを積むことができるよう、「調停人候補者実務研究会」というのを毎月継続して開催しております。

別紙「平成24年度 研修実績」を添付してありますので、そちらを御覧いただければと思います。

Ⅳ 認証ADRの認証・監督手続について。1, 認証, 監督に関し、特に負担となっている点の有無・内容等。東京都行政書士会の役員（会長, 副会長, 理事, 監事）の数が50人～60人程度と多人数のため、毎年の事業報告, 役員改選の際の変更届等について負担が重くなっているのが現状でございます。

Ⅴ 認証ADR制度の問題点について。制度の改善を要すると考える点やその理由・具体的な事例等についてですが、認証ADR制度そのものに対する国民の認知がまだまだ低いように思われるため、今後より一層国民に認知されるよう国の方からの広報を積極的に希望しております。また、利用者のワンストップ化を図るために、相談業務を是非とも認証業務に加えていただくことを希望しております。さらに、手続実施者及び認証紛争解決機関の証言拒否権等について認めていただければと希望しております。

Ⅵ その他関連事項。特に該当ありません。

以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

続きまして、福岡県社会保険労務士会の方から御説明をお願いいたします。

○小柳副所長 社労士会労働紛争解決センター福岡の小柳と申します。よろしく申し上げます。略称「センター福岡」の運用状況について御報告させていただきます。

お手元の資料, 1ページ目から始めます。ちょっと時間に制約がありますので、要約して説明させていただきます。まず、センター福岡の取り扱う紛争の範囲ということで、問1でございます。個々の労働者と事業主の間における労働関係の紛争について、あっせんという手法を用いて和解を図るという活動をしております。具体的に多いあっせん対象事案は、解雇, 有期労働者の雇止め, それから, 残業代の未払問題, この三つが非常に多い事案でございます。最近パワーハラスメントに対する申立ても増えております。

問2, 相談の受付状況でございます。平成21年11月に開設して3年8か月たちますけれども、その間にあっせんを受理した件数が55件, 実際にあっせんを開催した件数が30件, 残りの25件は相手方が応諾されなかった, あっせんに参加されなかったということでございます。応諾率が約55%でございます。和解件数が19件となっております。

2ページに進みます。あっせん手続の流れでございます。左側, ①から⑥を書いております。センター福岡にあっせんの手続の依頼があります。対象事案になるものか, ならない

ものか、センターの方で審査をいたします。その後、申立書を受理いたします。相手方に対して参加されるかどうかの意思確認をいたします。参加されるということになりますと、あっせん期日を決定し、実際にあっせんを開催すると。

②から⑥までの間、センターは4週間から6週間を目安に手続を行っております。ADRの特徴である迅速な処理ということで、こういう措置をしているということでございます。

次に問3、申立てが簡易にできるように、センター福岡専用の申立書を準備しております。記載内容、添付資料のアドバイスを行っております。申立て費用は1,050円と廉価にしております。ADRの特徴である手続が簡便であること、費用が廉価であること、こういうことを意識しまして、利用促進のためにこのような措置をしております。

4番、相手方の応諾ですが、先ほど申し上げましたように応諾率が現在のところ約55%ですが、この1年間だけを見ても、受理件数14件のうち、応諾件数は12件、応諾率は85%に上昇しております。センターの方でADRあっせん、センター福岡の説明を丁寧にして、応諾を促している結果だと思っております。

問5、和解の仲介手続における工夫ですが、最下段に書いておりますように、両当事者（申立人・被申立人）が自由に発言できる環境を作るために、あっせんは非対面方式、非公開方式を採用しております。1回のあっせん開催時間は3時間から4時間。あっせん委員は粘り強く和解を勧めているところでございます。

問6でございます。和解契約書を作成いたしましても、法的拘束力がないということで、債務名義についての説明はしておりますが、今のところ和解条項が不履行になったということは1件もございません。ただし、委員の先生方には執行力の付与については是非とも御検討をお願いしたいと思っております。

4ページにまいりまして、問9でございます。代理人の選任状況でございますが、現在、23.6%でございます。この理由ですが、申立ての目的価格が60万円を超えた場合は、特定社労士単独受任が代理人として行えません。弁護士さんとの共同受任という制約がございます。この制約が足かせとなって代理人選任率が低いということになっております。この件につきまして、我々はいろいろなところで活動しておりますけれども、先生方におかれましても、撤廃についての御検討をよろしくお願いいたします。当然、代理人選任率が高くなれば、和解率が上昇することは間違いありませんので、よろしく御検討をお願い申し上げます。

問11でございます。利用者は約70%福岡県社労士会の会員でございます。そのほか、相談室やホームページからの依頼ということになっております。利用者の方で無事和解が終わられた方は、非常に廉価な費用で早期解決を図れたということで、非常にすっきりした表情であっせん会場を後にされるということで、非常にやりがいを感じております。申立人の中には泣かれた方もおられまして、私どももちょっと驚いているところでございます。

次に5ページにまいりまして、社労士会系の紛争解決センターはいまだに利用回数が非常に少のうございます。これは知名度が低いからということで、今、広報活動に力を入れているところなのですが、福岡県の場合はホームページによるPR、それから、昨年度はJR、地下鉄、私鉄に中吊り広告を延べ3か月間掲載いたしました。そのほか、福岡県社会保険労務士会には1,300人の会員がおりますので、機会を捉えまして1,300人の

会員に利用促進をお願いしているところでございます。

それから、3番の間2にまいりまして、財務状況。年間の運営費が約1,000万円でございます。特別会計を組んでやっておりますが、この1,000万円の運営費はほぼ全額、福岡県社労士の会員が拠出します会費で賄っております。将来的には何らか国からの予算措置を考えていただけますと、また利用促進につながるような活動に使えますので、是非先生方にこの点についての御検討をよろしくお願いしておきます。

最後になりますが、6ページ、4番、5番については併せて御説明申し上げます。手続事業者として、変更事項がありますと、その都度遅滞なく変更届を提出する義務があるということで、そのほかに年1回、事業報告をいたします。もしよろしければ、年1回の事業報告の際に、年度中の変更届については一緒に出せばいいと、そうすればそれで事足りるというふうに制度を変えていただけますと、事務負担が大きく軽減いたしますので、この点について御要望申し上げます。

最後、繰り返しになりますけれども、1,000万円の運営費は非常に重たいものがありますので、何らかの形で国の御支援をお願いしたい。そして、ADRの利用促進にそれを使わせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

引き続きまして、愛知県土地家屋調査士会から御説明をお願いいたします。

○富士田顧問 愛知県土地家屋調査士会の富士田と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、当センターのヒアリング事項に対する回答書に沿って、補足的に御説明をさせていただきます。

まず一つ目の取り扱う紛争の範囲についてですが、これは相隣接する土地の境界紛争です。紛争の内容としては、当事者の思っている境界が異なるというものと、どちらも現地において境界が不明、どこだと根拠を持って示せないという2種類でございます。

次に、相談の受付状況等についてですが、別添資料1の最終ページを御覧ください。ここに流れ図を付けておきましたが、上から三つ目の枠に「受付担当者による説明」というところがございます。ここからセンターが相談者、申立人に直接関わります。この前の段階までは、ヒアリング事項書記載のとおり、当会総務部相談室が担当しています。流れ図の中ほどに記載していますが、相手方の応諾の意思表示を確認した後、手続実施者である担当調停人が決まりますので、この前の段階で相談者あるいは申立人に手続実施者が関わることは一切ありません。

ヒアリング事項書に戻っていただきまして、次の申立てが簡易にできるようにするための工夫ということですが、土地の境界についての紛争内容を文章で表現することは専門家でも難しいところがあります。ですから、対象土地の位置・形状が分かる図面、例えば公図などを使って、自分の主張は赤い線で、相手方の主張は青い線というような、そういうものでも差し支えないという取扱いをしております。

高齢者でも容易に作成できるようにという工夫をしているところでございます。今、高齢者と申し上げましたが、当センターの相談者、申立人は、60歳代以下という方は1割、9割は後期高齢者に属する方々ばかりでございます。長い間、お隣との土地の境界問題で悩んできた、これを子や孫に引き継いで死にたくないというような方々が専らでござい

ます。

相手方の応諾を取り付けるための工夫、和解の仲介手続における工夫、成立した和解の実効性を確保するための工夫については、ここに記載してあるとおりでございます。

当事者の負担する費用についてですが、別添資料1を御覧ください。第2に納付する費用について、ここに費用一覧を掲げています。当センターは平成14年10月に設立して、11年目を迎えています。その11年間で申立て件数はわずか31件でございます。そのうちの過半数、16件は相手方不応諾によって終了しているというところから、何とかここを工夫して申立人の負担軽減が図れないかということで、次のページの8の申立て費用、2万1,000円なのですが、申立て時は5,250円頂いて、相手方が応諾したら残りの1万5,750円を頂くということにしております。この申立て時に頂く5,250円は専ら相手方等へ送付する配達証明郵便等の費用、実費だけでございます。

次の項目の守秘義務が問題となった事例、代理人の選任状況、そして、ADR法上の特例の利用状況については、ここに記載してあるとおりで。

次の項目の利用者の利用のきっかけ等についてですが、1行目から2行目にかけて、紹介先を掲げています。その内訳ですが、相談室からが24%、個々の土地家屋調査士への相談からが20%、法務局からが16%、法テラスからが4%、裁判所及び市町村からが合わせて15%となっています。その他としましては、司法書士あるいは弁護士からの紹介、新聞等を見てということになっています。

次に、手続・結果概要の公表についてですが、記載のとおり、現在のところ公表は行っていません。土地の境界紛争については、先ほど申し上げましたように、ほぼ二つの事案に限られます。一つは、土地の境界の位置について当事者の主張が異なる場合。もう一つは当事者もよく分からない、現地における土地の境界の位置が不明という事案です。このように事案の内容は限られていますので、これをQ&Aの形にして当会のホームページに掲載しています。しかし、申立て件数が非常に少ない現状を考えますと、制度周知を図るため、効果があると思われることは何でもやってみようと考えています。前回までの本検討会の議事録を拝見して、今後、解決、和解が成立した事案については、当事者の承諾を得た上で、紛争の概要、和解内容をホームページで公表することの検討をしたいと考えています。

次に、広報、専門・得意分野のPRについては、ここに記載しましたとおり、限られた予算の中で創意工夫をして広報活動を行っています。隣接法律専門職種の中で調査士会に限った問題なのかどうか分かりませんが、全国の調査士会50会中既に18会が認証を受けています。しかし、成立費用一つを見ても金額が一定していません。4万円から5万2,000円までと、とても幅が広い状況です。

そこで、せめて申立費用、期日費用、成立費用については、統一できないかと考えています。利用者の視点に立てば、調査士会のADRはどこで利用してもほぼ同じ負担であるという安心につながると思いますし、調査士会にとっても費用の記載を含めて全国統一のパンフレット等が作成できますので、運営上広報予算の効率化が図られる等のメリットがあります。私どもの上部団体である日本土地家屋調査士会連合会に検討方の要望をしたいと考えているところです。

次の他機関との連携については、ここに記載してあるとおりで。

次の組織・体制について補足させていただきます。センターを利用しようとされる方について、申立てに関わる相談、調停申立書の作成、調停申立書受付の対応については、人的資源の関係もあって、現在、原則としてセンター所在地、名古屋市西区のみで行っていますが、愛知県豊橋市など名古屋市から遠方の県民から、「豊橋市には国・県等の出先機関が全てあるのに、センターの出先がないのはどうしたことか、利用したくても高齢者がいちいち名古屋まで行くことはできない。」という意見が幾つか寄せられております。これらの要望に応えるために、当会は愛知県内に6か所の支部がございますが、その事務所を使うこと、あるいは、愛知県弁護士会の支部会館、ここは有料なのですが、あるいは、裁判所の施設等を利用することについて検討しているところでございます。

次に、財務状況についてです。別添資料6を御覧ください。平成24年度、センターが最終的に利用者から頂いたお金、いわゆる収入ですが、資料6の上から三つ目の事業収入の決算額に9,890円と記載してあります。これが24年度の利用者から頂いた総額でございます。

七つ目の雑収入というところに3,990円と書いてありますが、これは相手方不応諾によって終了した事案でして、郵送費用等を差し引いて3,990円をお返ししますと申立人に通知しましたところ、「大変お世話になったから何かに使ってください」ということで、寄附みたいにして頂いたものが、昨年度に限っては3,990円あったということでございます。

センター運営に関する費用は、センターの設立母体である愛知県土地家屋調査士会が組んだ特別会計で賄われています。現在までのところ愛知県土地家屋調査士会の財務状況は安定しておりますので、会員等から問題提起はされていませんが、当会の財務状況が会員の減少等で悪化してくると、費用対効果からセンターの存続について会員から問題提起されるおそれがあるということを危惧しているところです。

次に、手続実施者等に対する研修と、次の項目の認証・監督に関し、特に負担となっている点の有無・内容等については、ここに記載させていただいたとおりです。

次の項目の改善を有すると考える点やその理由、具体的な事例等についてです。本人申立ての事案で、相手方から応諾する旨の回答書が送付されてきましたが、その回答書には代理人弁護士誰々と記載されていて、これを見た申立人も弁護士に依頼した結果、弁護士同士で話し合い、一度も調停を行うことなく調停を離脱して、訴訟提起となってしまった事案があります。当事者の自主性をいかした解決は重要なADRの制度基盤の一つですので、機が熟すと言いますか、当事者双方の主張をそれぞれが正しく理解した上で、本制度の解決は難しいと判断される時期までは話し合いを継続することが大切であると考えています。そこで、例えば、調停申立て受理後4か月程度の期間は訴訟提起を見合わせるというような制度設計について御検討いただければ有り難いと思っています。今、4か月と申し上げましたのは、ADR法の26条の訴訟手続の中止が4か月となっておりますので、これを例示させていただいたということでございます。

最後に、その他関連事項についてです。長々と書きましたけれども、ADRの利用者サイドに立って考えますと、土地の境界という専門的な問題については専門家に依頼して解決したいと考えるのは自然なわけですが、しかし、申立費用や成立費用のほかに、弁護士と土地家屋調査士の双方に報酬を支払わなければならないという負担を強いています。これが



制度利用をちゅうちょさせているとしたら、ADR制度にとっては大きな問題であると考えます。裁判、土地の境界確定訴訟なら、弁護士だけに依頼すればよいわけですし、法務局の行政が行っている筆界特定制度を利用するのであるならば、土地家屋調査士だけに依頼すればよいわけです。現行ADR法について検討される中で、こういう問題についても意見を添えていただけると有り難いと思って書かせていただきました。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

最後に、札幌司法書士会の方から御説明をお願いいたします。

○高木副会長 札幌司法書士会ADRセンターで、前センター長、現在は担当副会長をしております高木と申します。よろしく願いいたします。資料6になります。

ヒアリングの回答書ということで、私たちの取り扱う紛争の範囲としましては、司法書士の簡裁代理権の範囲内である140万円以下の民事に関する紛争を取り扱っております。具体的な事案として多いと思われるものは、賃貸借にまつわるものとか、男女間の紛争が多いかなと感じております。

そこで、私たちのセンターの基本的方針ですけれども、まずは適切な法的情報の提供機会をしっかりと保障しつつ、なお、法的側面ではないものも大切にして、当事者による柔軟な自立的解決を促進するという形での運営を目指しております。そういった基本方針の下、当会のシステムの特色と申しましょうか、システム設計に当たって特色的なものとしましては、パートナー司法書士というものを置いております。

これは、事件管理者が事務的などころを担うのですが、申込人と相手方にそれぞれ担当のパートナー司法書士という者を一人ずつ付けまして、例えば、手続の説明とか利用相談、さらに依頼者から要請があれば、簡裁代理権の範囲内における法律相談にも、その事案が終了するまで当事者に寄り添って、この手続のサポートをしていくというようなパートナー司法書士を置いております。システム的にはちょっと重くなるかと思うのですが、そういった形で手続実施者の中立・公正性を担保しつつ、適切な時期に法的情報を伝え、また、当事者にいわゆるリーガルカウンセリングを駆使しながら、柔軟な解決を目指せるように、そういった制度を採り入れております。

今の話は、相談の受付、相談からADR手続への流れというところにもつながっていくかと思うのですが、流れ図が別添資料1についています。2ページ目には相手方パートナーのコマがありますけれども、この両端がパートナーという、うちの特色的な担当を置いた制度となっております。相談からADR手続の流れの中で、センター長はパートナー司法書士を選任した上で、そのパートナーが希望者に14条説明を含む利用相談、また、法律相談を行っております。一人の担当者が双方の当事者に相談に当たるシステムよりも、倫理的問題は少くクリアできているのかなと考えております。

このパートナー司法書士による法律相談というのは、党派的な法情報の提供が全てではなく、当事者をエンパワーメントするためにリーガルカウンセリングの技法を習得すべく、トレーニングを受けた名簿登載者、手続実施者名簿と同じ名簿でございますけれども、その者が担うようになっております。

申立てが簡易にできるようにするための工夫のところですが、一般的な受付となっております。取り立てて特色的なところはないと思います。ただ、簡裁代理権の範囲なので、

事案としてこちらのセンターで扱えないと思う場合には、速やかにほかの機関等を紹介するようにしております。

和解の仲介手続における工夫ですけれども、パートナー司法書士は調停室には同席しません。例えば、期日中手続実施者や当事者の依頼等によって、法情報の提供を期日中においても受けたいとか、手続実施者がそういう時間を設けた方がいいなというときに、待合室で待機しているパートナーに、手続実施者の判断で休憩を取ったりして、そちらと相談してみようということも想定しております。

このことによって、手続実施者が中立性・公正性の観点から、一方当事者の同席している前で、法情報の提供を実施者自らすることがなかなか難しいと思えるようなケースにおいても、パートナーからの法情報の提供を伝える機会を作ることによっていい解決を目指したいと考えております。

成立した和解の実効性を確保するための工夫のところですが、特に起訴前の和解を勧めたり、公正証書を勧めたりという事案は今のところございません。

当事者の負担する費用ですが、平成27年3月末までは名簿登載者の実施者たちの経験値を上げることを優先して、できるだけ多くの事案に当たられるように今は無料期間としております。近づいてきたら、そこをどう見直すか考えていきたいと思っております。

守秘義務が問題となった事例ですけれども、事例としては特にございません。14条説明のときにこの案件を、もちろん守秘義務に配慮した上で名簿登載者たちの研修に利用してもいいですかという項目もありまして、それを確認の上で研修利用をすることがあります。

代理人の選任状況ですが、当会の利用相談申込みは、23年6月29日に認証取得後、今まで58件の案件があったのですが、その中で9件の代理人案件がございました。その内訳ですけれども、例えば、弁護士とか司法書士などの法律家代理人ではない、許可代理という形のものが4件、弁護士の代理人案件が4件、司法書士が代理人となったものが1件でございます。

ADR法上の特例に当たるようなものは、調停前置の不適用に該当するかと思うのですが、家賃の減額についての申込み案件が1件ありましたけれども、不応諾で終わっております。

利用者の利用のきっかけ、ADR手続等に対する評価のところですが、当会の場合、約9割が当会会員たちからの持込み案件となっております。現在、手続終了のときにアンケート等を取っておりませんので、評価というのはちょっと分からないところですが、今後、アンケートを取っていかうかという議論を委員会で行っているところです。

手続・結果概要の公表のところですが、公表はしておりません。「こういう案件が多いです」という、先ほど冒頭に説明したような案件をパンフレットに載せたりしております。

認証ADRの利用促進についての広報のところですが、札幌市で発行されている広報誌に当センターの広報を行ったり、パンフレットを自治体や法務局、消費者センター等々の公的機関に設置しております。あとは、認証取得のときに、札幌の地下歩行空間でPR活動として、パンフレット、ティッシュ等の配布を行いました。

他機関との連携のところですが、当会は札幌司法書士会の相談センターと連携しております。その相談室にはこのセンターの説明を行う資料等を置かせていただいています。もちろん、このセンターの利用の押し売りなどではなく、裁判・調停等紛争解決施設の一つ

であるということ、手続の選択肢として相談者に説明している状況です。

ADRの運用について、組織・体制のところですが、組織としては札幌司法書士会の担当部署で担っておりまして、財務状況としては、札幌司法書士会の一般会計によっております。1億円程度の事業予算中400万円程度をセンターの予算に充てております。

手続実施者等に対する研修のところですが、私たちは最初に実施者の名簿掲載要件となる研修としまして、養成トレーニングという名前でトレーニングを行っております。別添資料2に去年行った研修のカリキュラムが載っております。年間48時間の研修を提供しておりまして、そのうち30時間以上の受講が名簿掲載の研修単位要件となっております。それから、名簿掲載した後の搭載者たちに対する継続的なトレーニングにつきましても、事例検討研修等といった形で、3年間で12時間以上の単位取得を要件として、名簿掲載者の更新手続をしてきております。

事案の件数等は冒頭の資料2に記載のとおりでございます。利用相談件数は認証取得後60弱ぐらいです。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの4事業者の方々からの御説明を受けまして、委員の皆様方から御質問、御意見等をお願いしたいと思います。

どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 弁護士の渡部でございます。東京都行政書士会に二点ほど御質問です。

資料3、別紙1の平成21年から平成25年の行政書士ADRセンター東京の実績の表を見ますと、応諾率が平成21年、同22年では3割程度ですが、平成23年から応諾率が6割程度に上がって、和解率も上がっているという状況です。その理由について資料3を見てみますと、資料3、2/4ページの「4 応諾を取り付けるための工夫」の欄に「手続管理委員」を選任しているとの記載があり、この方々が「傾聴スキルなどを駆使して」応諾を促進していると考えられる叙述があります。「手続管理委員」の方々のスキルが熟達してきたから応諾率が上がって、和解率も上がっているということなのかと想像しているのですが、いかがでしょうかというのが第一点目の御質問です。

それから、第二点目の御質問として、資料3、4/4ページの「V 認証ADR制度の問題点について」の「1 制度の改善を要すると考える点」等の欄に「ワンストップをはかるための『相談業務』を認証業務に加えていただくことを希望します」と書かれていますが、この「相談業務」というのは「手続相談」を超えて実質的「法律相談」もやりたいということでしょうか。

以上の二点でございます。

○伊藤座長 伊藤センター長からお願いします。

○伊藤センター長 まず1点目の手続管理委員の話ですが、全国の調停機関の中では、ケースマネージャーという言い方もしますが、手続管理委員を置いている機関というのは珍しいかと思っています。公正・中立な立場で事件を扱い、法律の文言等があるものから、そこをかみ砕いて当事者等に説明してやっていると、そこが当事者にとってはすごく使いやすい機関になっているのかなと感じます。先ほどちょっとお話をしましたが、失敗例をどういうふうにすれば成功例に結び付けることができるかということ、随時検討し

ておりますので、それがだんだん蓄積されてきて応諾率等が上がってきているのかというのは実感としてございます。

2点目の相談というのは、相談に乗ってほしいという形でセンターに電話がかかってくるのですが、こちらは飽くまでも手続相談しかできないものですから、実質相談については現在のところは東京都行政書士会の市民相談センターに回しておりますが、行ったり来たりということが多いものですから、認証の業務としてADRセンターの中に相談業務ができて。もちろん相談をする者と調停実施をする者とは分けて考えたいと思っておりますが、ADRセンターの中でワンストップサービスを提供することができるならばということで、この提案をさせていただいております。

○伊藤座長 渡部委員，よろしゅうございますか。

それでは，ほかの方お願いいたします。

○林委員 東芝の林と申します。よろしく申し上げます。今日は御丁寧な御説明ありがとうございました。

今の御質問と似ているかもしれないのですが、センター福岡さんに。平成24年から飛躍的に応諾率が上がっているということで、単なる内容証明だけではなくて、電話等のフォローで工夫されているということですが、それはその年度から何かやり方が変わったということがあるのでしょうか。それとも、ほかの要因等があって上がっているのでしょうか。それから、全般的に事業者の理解を得るための工夫、ほかに何かしていらっしゃるものがあれば併せて教えていただければと思います。

もう一点、行政書士ADRセンター東京さんの方で、仲介手続における工夫の中で、必要に応じて弁護士の助言を得ていますということですが、具体的にどのような場面で弁護士の助言が必要になるのかといったところを教えていただければと思います。

○伊藤座長 それでは，まず小柳副所長からお願いいたします。

○小柳副所長 お答え申し上げます。林さんおっしゃるように応諾率が上がっているのですけれども、14日以内に応諾されるかどうかの御返事を待つわけですが、10日過ぎても連絡がないというケースが一番多いです。当初は14日を過ぎたら不応諾なのだということで処理しておりましたけれども、10日過ぎましたら、我々副所長が直接相手方に電話をいたします。そして、ADRの内容とかセンター福岡のはこういうことですか、あっせんとはこういうことかということをご丁寧にご説明いたします。

居留守を使われて何回も電話をしないとイケないケースが多いのですけれども、最終的には社長さんに出てきていただいてお話をすると。なぜかと言いますと、申立人は圧倒的に労働者側なのです。受案件数55件のうち52件が労働者側です。被申立人は使用者側になります。使用者側はセンター福岡を労働者の駆け込み寺と思っていられる方が非常に多いのです。「どちらかというとなら労働者側なんでしょう」というような返事が必ず返ってまいります。「いえ、そうではありません。あっせん員は公平・中立にお話を伺って、和解案を提示します」と申し上げます。そうすると、かなりお気持ちが変わるみたいです。

それから、どうも裁判と間違えていらっしゃる方もおられました。「答弁書が忙しくてできません」と。「いえ、答弁書というものは要りません。よく事情のお分かりになる方、決定権をお持ちの方、この方たちにお出しいただいて存分に言い分を言っていただければ、それで結構なのです」と申し上げますと、「では、参加します」というふうになって

くるということですね。こういうような単純な工夫でございます。

○伊藤座長 では、伊藤センター長からお願いいたします。

○伊藤センター長 弁護士の助言ということですが、大きく分けて三つあるかと思っています。一つは、紛争解決小委員会と言いまして、手続の実施に入る前に担当弁護士と調停人とが、このケースにおいてはどのような法的な問題や争点があるであろうか、あるいは、判例とか、その他どういう議論があるだろうかということを、紛争解決小委員会でもかなり徹底的に議論して臨むということがあります。

2点目として、合意書については、担当弁護士にリーガルチェックをしていただいて、最後には出すということがございます。あと、手続の途中で調停人候補者が例えば「過失相殺についてこのような問い合わせがあるのですが、弁護士さんの意見としてはどのような意見でしょうか」と。これは飽くまでも調停人と、控室に控えている弁護士との間の話合いです。当事者に対してそれを答えるというよりは、調停人に対してアドバイスを受けると。大体この三点において助言を頂いております。

○伊藤座長 林委員、よろしゅうございますか。

○林委員 はい。

○伊藤座長 では、丹野委員からどうぞ。

○丹野委員 皆さん非常に丁寧に説明していただいて、とても真摯に取り組まれていることをひしひしと感じる御報告だったものですから、大変有り難かったなと思っています。

裁判所とADRの関係をデパートとブティックに例えられる先生がいて大変感心したことがあるのですが、ブティックであるADRが存在していることと、その中身が何なのかを知らせることが重要です。ブティックのガラスが曇ってなくて、透明で中が見えないといけな思っています。存在していることと、それが果たしている役割と言いますか、利用者から評価すべき対象であるか。つまり、「私、あそこへ行ってやってみたいわ、申請してみたいわ」と思わせるための、そういう周知浸透が欠かせないと思っています。その見地から申し上げますと、皆様の団体で、皆様のところの「売り」というものを一般の方に分かりやすく説明するとしたら、どういう説明になるのか。それから、紛争を抱えている方が、裁判所に調停というのもあるのですけれども、そうではなくて、皆様の団体を利用しようとするのはどのような点に魅力を感じているのかというのを聞きたいというのが1点目でございます。

二つ目は、皆様の団体の売りを一般の方に分かりやすく伝えるにはどのようにすればいいのかという点についてお答えいただきたいと思えます。

○伊藤座長 ただいまの丹野委員の御質問は、特定のどちらかの事業者にというよりも……。

○丹野委員 できたら皆さんに。

○伊藤座長 皆さんそれぞれについて、特に裁判との関係などを意識しながら、それぞれの事業の機能、特色についての認識と、それをまた外部にどう伝えているかというのが2番目でもございましたが。それでは、適宜、どなたからでも、今の二点に関しまして御発言をお願いできればと存じます。

では、伊藤センター長からお願いいたします。

○伊藤センター長 まず、1点目の特徴ということですが、当センターは取扱い範囲を4分野に限定しています。例えば動物を専門的に扱っているのは、ペット紛争ですね、ペット紛

争を扱っているのは当センターですとか、あるいは、自転車事故を幾つかのマスコミ等でも取り上げていただいているのですが、本当に専門に扱っているのはこのセンターですと、4分野に限定しているというのが特徴です。

それから、先ほどの説明でもお話をさせていただいたのですが、対話促進型調停を強く打ち出しております。これは両当事者がとことん納得するまで話を聞きます。言いたいことは全て言ってくださいというようなやり方です。なおかつ、同席を原則としておりますので、その部分は他の機関にない特徴であろうかと思っています。

広報については、対話促進型調停、一言で言うと話し合いによる解決という言い方になるのですが、これを説明するのは難しいのですが、その部分はマスコミとかホームページ等を使って様々ということになります。手続管理委員はそのところを十分丁寧に説明するようにということで、御連絡いただいた方についてはそのところはそれなりに伝わっているのかなど。まだまだこれから伝えるべき点は多いと思っておりますが、そのように努めております。

○伊藤座長 それでは、小柳副所長、お願いします。

○小柳副所長 答えたいします。資料に書いておりますけれども、我々のあっせん対象事案は個別労働紛争でございます。個々の労働者が不当に解雇された、雇止めになった、残業代をもらっていない、パワハラを受けました、こういうことを一人の労働者が会社を相手に闘う、労働裁判を起こすことは現実的にはかなり難しい話だろうと思います。個別労働紛争ではなくて、集団的労働紛争、労働組合と会社であれば現実的かもしれませんけれども、労働組合の組織率は18%になっておりますので、個々の労働者が会社に自分の要求を言うことができない、そうであれば裁判か。しかし、これも現実的ではない。

私は労働問題についてこのADRというのは最適な処理方法だと考えております。それは、廉価であることと早期に解決が図れるという二点でございます。それから、裁判のように対面型ではなくて、別の部屋であっせん委員が動きながら事情を聞きますので、相手方と顔を合わせることもありません。気弱な女性は「だったらあっせんをいたします」という方もおられました。そういうことを売りにしてPRをやっているところもあります。

○伊藤座長 それでは、富士田顧問からお願いいたします。

○富士田顧問 調査士会ADRの売りは「早くてうまくて安い」でございます。何と比較して「安い、うまい、早い」と言いますと、現在、土地の境界紛争を日本の社会の中で解決する制度としては三つなのです。従来からある裁判所の筆界確定訴訟、法務局が行っている筆界特定制度、そして、私どもの調査士会ADRと。裁判あるいは行政のADR、行政型ADRと言ってもいいのかもしれませんが、この二つと比較して「早くて、うまくて、安い」というのを売りにしております。

これが魅力だと、これをどう一般国民に伝えるかというところで、一つは、法務局の筆界特定制度については、行政と連携してパンフレットなど、筆界特定制度の長所・短所、それから、調査士会ADRの長所・短所、そういうものを一枚に左右に併記する、一目で両制度の違い等が分かるようなものを調査士会で作成しまして、法務局の窓口にも備え付けてもらっております。

もう一点、問題は裁判所の方なのですが、これについても是非、裁判所とも意見交換の場

を、協議会のようなものを立ち上げて、いろいろな対応を裁判所にもお願いしたいと思っているのですが、今のところはそういう会議、意見交換会のようなものはまだ成立しておりません。ですから、私どもで作成したパンフレット、リーフレット等を裁判所に置かせていただいているというところです。先ほど申し上げましたように、調停申立て等で裁判所へ行った方が、裁判所に置いてある調査士会ADRのパンフレットを見て、こちらへ来られるということも最近相当数出てきているという状況でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

では、高木副会長、お願いいたします。

○高木副会長 札幌司法書士会のADRセンターにおける、まずは裁判所とADRの違いということですが、裁判所のように要件事実的な事実認定や証拠調べをするようなものではないのではないだろうかと考えております。その中で、私たちが大事にしているのは、先ほども話しましたとおり、当事者に適切に法的な情報をお伝えした上でテーブルについていただくのはもちろんのことなわけですが、その上で、本人の自発的な対話を促進していく。もちろん同席が原則として、対話促進型で運営しております。

例えば、トレーニングにおきましても、私たちの研修はロジャースのクライアントセンター的な講義とか、ナラティブアプローチのようなことを講義に採り入れておまして、大学の臨床心理士の先生にも監修してもらったり、個人指導をしてもらったりしております。そういったところを大切にしながら、法による紛争解決というADR法の趣旨に寄り添うように運営しているところでございまして。

売りと言ったら何なんでしょう。単に話し合いによる紛争解決をしませんかという形で、私たちは特に応諾率を上げるとか、和解・合意に至るのがいいことだというふうにも余り考えていませんので、当事者さん二人の物語の中での、このセンターを利用したことによる何らかの影響なり、出来事の一つというのですかね、私たちがお二人の触媒としての何らかの化学反応といったらおかしいですけども、二人が自立的に紛争解決していけるような、触媒のようなものになれたらうれしいなと感じてやっていますところ。売りとかも余りありませんというか、手続の選択の中の一つかなと考えております。

そんなところでございます。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。

では、藤井委員、お願いします。

○藤井委員 まず、あいち境界問題相談センターの方に伺いたいのですけれども、応諾を取り付けるために、不応諾の方の場合には日程調整をして、担当の方がお伺いして相手方に面談する、こういう御苦労があると思うのですね。その結果、不応諾で、「分かりました。話し合いに乗りましょう」と、応諾に変わる比率はどの程度かというのはお分かりになるでしょうか。

○富士田顧問 この対応は昨年度から始めた取組でありまして、昨年度は4件ございました。現実としてはいずれも説明、説得によって応諾という事案はございません。ただ、この4件の中に1件、相手方が、ある市役所でございまして、地方公共団体がございました。そこでその市の担当職員へ説明することによって、市の方が再度、市の方へ申請手続をしていただいてこの問題は解決したいと。土地の境界でございまして、市道と民有地の境界ということで、市の方が「平成9年に既にここは確認済みだ、確定済みだ」と言って突っ

ばねていたものを、この申立人がどうしても納得できないとして当センターを利用したことを契機として、相手方である地方公共団体が折れる形で、「では、もう一度確認しましょう」と。我々としては実質解決につながったと思っておりますが、4件中1件、そういうのがございました。

○藤井委員 それから、札幌司法書士会のADRセンターの方に伺いたいのですけれども、申立人と相手方に対してパートナー司法書士さんをそれぞれ選任する。これ非常に手厚い手続だと思うのですが、事実上、代理人ではないのですけれども、期日外に司法書士同士で、それぞれもちろん利害の関係はありますけれども、事実上下交渉をするというようなことはあるのでしょうか。

○高木副会長 規程上の作り込み、又は運用上もそこは非常に厳密に、パートナー同士又はパートナーと実施者が当該案件において話をすることは禁じていまして、そこはトレーニングにおいても何においても厳密に運用するようにしております。

○藤井委員 ありがとうございます。

○高木副会長 ちょっと補足です。

○橋本センター長 そういう作り込みにしているのです、その案件に選任された時点で、例えば相手方パートナー司法書士が誰なのかとか、手続実施者が誰なのかということも、それぞれの機関には通知されていません。たまたま知る可能性がある以外は、こちら側から関係者が誰かというのは分からないようになっています。

○藤井委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 道垣内委員、お願いします。

○道垣内委員 どうもありがとうございます。それぞれの士業団体のお取組で、似ているところもあり、違うところもあるのはよく分かりました。共通しているところは、極めて安く提供されていて、場合によっては、期間限定かもしれませんが、無料ということもある点です。これが継続可能なのかということ伺いたいです。今は実験的にやっていますというのが一つの割り切りですが、そうではなく、ずっとやっていく重要な業務と言いますか、活動の一つだと位置付けるとすれば、会員の理解、そういう御発言もございましたけれども、が不可欠で、どういう目的でやっているのかということの会員向けの説明が必要なわけですね。

これは全くの公益活動ですという説明、すなわち、士業として活動している中での社会への還元だというのが一つの説明だと思います。もう一つあり得る説明としては、社会におけるイメージを上げる、あるいは、それぞれの士業の存在を一般の方々に知ってもらうことが期待され、それは間接的には会員の利益になるのだという説明ではないかと思えます。ほかにも説明の方法があるかもしれませんが、その辺りのことについて御事情を伺えればと思います。

○伊藤座長 では、これも4団体、順次御意見を伺いたいと思います。どうぞ、伊藤センター長から。

○伊藤センター長 お金のところは一番頭の痛いところであります。というのは、件数が増えれば増えるほど、実質は、赤字という言い方は私にはしたくないのですが、費用が出ることであります。やればやるほど費用が重なるということは頭の痛いというか、説明をする必要があるところだと思っております。現在のところは少なくとも後者ですかね、ま



ず制度を使ってほしい、特に対話促進型というのはどういうものなのかを市民の方に知ってほしい。知っていただくときに、何万円の費用としたときに、これほど高いのならやめようかなと思われぬような形で、ひとまずは3,600円で始めたというのが正直なところ。確かに会員の中には3,600円は安過ぎるのではないかとこの部分がありますが、一方ではまずはしてほしいと。これは行政書士会の中でも社会貢献という位置付けを強く打ち出していまして、少なくともここしばらくは社会貢献という位置付けでやっていくようになるだろうと私自身は考えております。

○伊藤座長 小柳副所長、お願いします。

○小柳副所長 今、委員おっしゃったように、我々とすればイメージを変えるというのが最大の目的でございます。3,4年前、年金騒動が起きました。そのときに社会保険労務士というのをマスコミで取り上げていただきました。現在でも社会保険労務士と言いますと、「年金の方ですね」とよく言われるのです。確かに名称を見てもどこが労働問題の専門家なのかがよく分からない名称であります。ということで、我々は、年金や社会保険、労働保険の事務代行にとどまらず、労働問題の相談、あっせんという形での処理をできる人間なんですよということをまずアピールするために、ビジネスにする前にこういうことを一般の皆さんに知っていただきたいというのが最大の目的でございます。ですから、5年、10年先がビジネスだろうと考えているところであります。反対意見の人もいるかもしれませんが、全体の意見はそうでございます。

ただ、福岡県の場合は、年間予算が1億2,000万円ぐらいのところ、1,000万円を使ってあります。非常に頭の痛いところが代理人の選任率が23%ですので、代理人の選任率が高くなれば、社労士会会費を使ってはいますけれども、代理人として仕事をされていますでしょうということも言えると思います。ところが、この23.6%の中で弁護士さんが代理人に立ったケースもありまして、我々は一体何をしているのだろうと疑問を感じたときもございます。ただ、5年、10年先を見て、非常に下世話な言葉ですが、投資だと考えてやっているところです。そう言いますと、予算措置について御検討いただけないかもしれませんので、是非予算措置については御検討いただきますように、お願い申し上げます。

○伊藤座長 それでは、富士田顧問からお願いします。

○富士田顧問 土地家屋調査士と言いますのは、土地の境界に関して言えば、日々、業務の中で現地において調停をやっている部分がございます。そういう意味では、当センターの考え方としましては、土地家屋調査士、あるいは、土地家屋調査士制度の国民への周知、PRのためにも有効な位置付けにあるということはず間違いのないところでございます。ところが、先ほども申し上げましたように、いつまでも赤字で全て母体におんぶに抱っこでいいのか。

それについては、全国的な他の会を見ていると、今までできた事業ができなくなっている会が相当ございます。それは会員の減少、会費収入だけで予算を組んでおりますので。そういうことを考えますと、今のままでいいのかという点につきましては、和解が成立する案件が増えてくれば十分成り立つのかなと。和解成立に至る過程において、土地の鑑定、あるいは、土地が確定した後の分筆とか所有権移転等というところで、土地家屋調査士が別個、代理業務として報酬を得られるということになりますので、トータルで考えれば、

和解成立事案がどんどん増えればセンターとしては維持していけるのかなと現在は考えております。

○伊藤座長 では、高木副会長からお願いします。

○高木副会長 札幌司法書士会としましては、この制度を公益的活動と位置付けておりまして、収益事業というふうには位置付けておりません。それから、今、運営している委員の会議の中でも、自分たちが事案に多く当たって自分たちの経験値をまず上げたいというのがございまして、総会でも会員から度々質問等もございますけれども、執行部としてはこれを公益的事業と位置付けて当面は行っていきたいと思っております。市民の方にADRという制度が認知されていった暁には、費用対効果的などころも考えていくことになるのかもしれない。今のところは公益的事業と位置付けております。

○伊藤座長 よろしいですか。

では、先に植垣委員からお願いします。

○植垣委員 東京都行政書士会さんにお尋ねします。役員の改選の際に変更届が大変なのだというところをお書きになっていらっしゃるのですが、具体的にはどれぐらいの作業になり、どれぐらいの時間がかかるのですか。

○光永次長 次長の光永と申します。実際に私も何度か変更届等に関わらせていただいたのですが、50人から60人の役員がいて、兼職状況の確認をしなければならぬのですけれども、行政書士事務所をやっているのはもちろんのこと、社会保険労務士さんと兼業していたり、会社を持っていらっしゃる役員とか、会社の役員をされている方もいらっしゃる。多い方だと法人の役員を7社ぐらい兼任されている方がいらっしゃいます。何年何月何日に就任したとか、登記上の事業所が変更になったとか、理事から監事に代わったとかいう役員自体の変更も合わせて、一人7社掛ける、例えば60人の者に関して、もちろん一字一句違ってもまずいわけですから、そういったことも含めてかなり緻密な確認作業が必要になってきます。その作業で担当者一人か二人の時間が取られてしまうことがあります。

○植垣委員 時間はどのぐらいかかるのですか。

○光永次長 時間数にすると何十時間ということになると思います。

○植垣委員 役員の変更届には住民票や宣誓書も必要になりますよね。その作業はどのぐらいの大変さになりますか。

○光永次長 宣誓書や住民票等に関しては、お願いをして、多くの役員の方が期日どおりに出していただけなので大丈夫なのですが、例えば結婚された役員でこちらに届を出していただけていなかったりすると、またそこから遡って何度もやり取りをして出させていただくことになってしまいますので、何日も要する結果になってしまったりする場合があります。

○植垣委員 そうしますと、一番厄介なのは兼業報告の部分ですかね。

○光永次長 そうですね。

○植垣委員 同じようなことを福岡社労士会さんもお書きになっていたと思うのですが、やはり、かなり大きな負担になっているのでしょうか。

○小柳副所長 役員改選が2年に一度ありますけれども、そのときが一番大変だろうと思います。住民票とか誓約書を取りますので。しかし、これは必要事項ですので、変更届は提出させていただきますし、今後もそれで結構だと私は思います。ただ、書いておりますけれ

ども、事業報告と一緒に提出させていただければ大変助かるなと思います。間違いも少なくなるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○植垣委員 同じことを愛知県土地家屋調査士会にもお尋ねいたします。役員が今32名いらっしゃって、実質関与者は2名だけであり、ほかの者は関係がないのだから余りうるさく言わないでほしいという趣旨のことだとおっしゃっていますよね。

○富士田顧問 そのとおりでございます。

○植垣委員 負担についてはいかがですか。

○富士田顧問 私どもの調査士会の定時総会が毎年5月下旬か6月上旬に開催されています。私どもも2年で役員改選を迎えます。そこで2年に一度、役員半数以上が代わりますが、その変更を遅滞なく届け出なければなりません。そのときに、特に、兼職状況に関する名簿について、限られた期間で、郵送でやり取り、あるいはメールでやり取りするわけですが、これが相当の負担になっております。

土地家屋調査士業務に絡んだ測量会社というものだけならよろしいのですが、ジュエリー販売等も含めて一人で七つも八つもやっている会員もおります。そういう会員（役員）は、会から求めてきているのだから、土地家屋調査士業務に関係する兼職だけでよいのではないかと。例えば、司法書士、行政書士というものだけを書いてくるということがありますので、一人の役員について2度、3度とやり取りを繰り返すというところがございます。また、事業報告書も6月末までに提出しなければなりません。兼務で行っている事務局職員としては、事業報告も変更届もできるだけ同時に送付したいという思いから、実質20日ぐらいの間に、法務省へ提出しなければいけないということで、期間が短いということで苦慮している部分がございます。

もう一点は、新しく役員になった方に「本籍の記載のある住民票をお願いします」と言うのと、「私は調査士になって以来、境界問題相談センターには全く関わっていないのに、何で個人情報を出さなければいけないのだ」と渋る会員が相当いるということで、事務局側で苦慮する場面があるということで書かせていただきました。

○植垣委員 どうもありがとうございます。ついでに一点、センター福岡さんにお尋ねしたいのですが。先ほど成立したものについて不履行はございませんという報告だったと思うのですが。でも、執行力を検討願いたいということをおっしゃっていたと思います。現実の必要性をお感じになっていらっしゃるわけではないと聞いてよろしいでしょうか。

○小柳副所長 大変申し訳ありませんが、必要性を感じております。両当事者に説明をする際に、あっせんが和解成立ということになれば当日に和解契約書を作ります。その際にこの和解契約書は法的拘束力がありませんというのが我々にとっては残念な説明になるのですけれども、その際に、後々、特に被申立人、使用者側ですけれども、債務不履行があっては非常に大きな問題になりますので、債務名義の説明はいたしますけれども、この際、執行力を付与していただけると、和解契約にも重みが増すということで御検討をお願いしたいとお願いした次第です。

○植垣委員 別の団体からのヒアリングの際には、執行力は要らないのだと、執行力を付けるいろいろな制約が強まるので、それぐらいならない方がいいという趣旨のこともおっしゃられた団体がありましたが、先ほどのように、役員さんの変更といったものをゆるくしてもらおうということとの兼ね合いかもしれませんが、いろいろな規制が強まっても執行力

があった方がよろしいとお考えなのか、そこまでお考えではないのか、お伺いできますか。

○小柳副所長 規制のどういうところが強くなるのか、私では判断つきませんので、御教授いただければ判断つくと思いますけれども、原則的には執行力の付与、ある程度規制が強まったにしても執行力の付与があると和解契約率も上がるでしょうし、和解した後、我々が不履行されないかどうかの心配もしなくてもいいわけですので、原則としてはお願いしたいと考えております。

○植垣委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊藤座長 では、渡部委員、お願いします。

○渡部委員 社労士会と土地家屋調査士会と司法書士会にお聞きしたいと思います。

まず、福岡県社会保険労務士会の方に御質問ですが、全国社会保険労務士会連合会（全社連）が平成20年7月11日に認証番号第17号で認証を取得されていらして、福岡県社会保険労務士会が、平成21年8月19日に認証番号第38号で認証を取得されている。全社連の方は、法務省に提出された事業報告書を見ますと、2012年（平成24年）3月まで受付事件数案件がゼロという報告であります。それがどうしてであるのかということ、認証を受けている全社連ADRと全国各地の認証を受けている各地社労士会ADRとの関係はどうなっているのか、それから、福岡県社労士会ADRと全社連ADRとの関係がどうなっているのかというのが、御質問です。

続いて質問だけ申し上げます。愛知県土地家屋調査士会の資料5の1ページ目の下から6行目以下に、「土地境界紛争は事実（正しい筆界が現地のどの位置に存するのか）の問題であるから、法律的な判断や解釈の余地はない」と書かれていますが、これは全国各地の土地家屋調査士会の一般的見解なのかという質問です。

なぜこのことをお伺いするかといいますと、それはその後の愛知県土地家屋調査士会の御主張の論理展開の基礎になっているようにお見受けするからです。

それから、資料2の愛知県土地家屋調査士会の終了案件の表を見ますと、平成23年度は受理件数が3件で和解成立件数が0件、平成24年度は受理件数が4件で和解成立件数が0件となっています。いずれも和解成立件数が0件なのですが、これには何か理由があるのかということですが、

それから、札幌司法書士会については、資料2の表から見ると、平成23年度の受理件数が14件で、平成24年度になると受理件数が半分の7件になってしまっていて、和解成立件数は同じ数の各3件となっている。平成23年度設立当初と平成24年度では、何か違ったところがあるのかという御質問です。

○伊藤座長 では、まず小柳副所長からお願いいたします。

○小柳副所長 お答え申し上げます。全社連のあっせん受理件数が0という理由は私では分かりません。大変申し訳ございません。ただ、御参考までに、恥ずかしながら申し上げますと、現在四十数都道府県でセンターを開設しておりますが、この中で活発にあっせん業務を行っている県は福岡、大阪、愛知、岐阜というふうに聞いております。連合会のあっせん件数が0ということですが、他の県でも0という県が散見されます。こういうことで知名度が低い、利用回数が低いというような形になっているということでございます。

○伊藤座長 それでは、富士田顧問からお願いします。

○富士田顧問 1点目の土地の境界紛争は事実の問題であるという点でございますが、ここに

書いてありますように、不動産登記法上の筆界、いわゆる公法上の土地の境界線、所有者の意思で動かすことのできない境界線を扱うのが原則です。では、筆界は現地においてどう調査、探索するのかと言えば、その土地の境界に関する資料、一般的には明治時代の地租改正条例で引かれたその当時の土地の境界線が現在どこにあるかを調査するというところで、法律的な判断、解釈というのではないのだと理解しているということでございます。

もっとも当センターの規則には、筆界特定がなされた後、筆界特定もちろん公法上の境界線について明示している、認識を表示しているわけですが、その筆界特定がされた後に時効が絡んだりして、占有状況で、ここまで私が買うことになったとか、そういう事案においては所有権の及ぶ範囲の土地の境界についても取り扱っているということもございます。

それから、もう一点の資料2の和解成立が0ということもございますが、この表の右端の終了事由別のところの一方の離脱が1件、相手方不応諾が4件ということで、調停期日開催までに至っていない。したがって、和解成立にも至らなかったというものでございます。

○伊藤座長 それでは、高木副会長、お願いします。

○高木副会長 当会の23年度受理件数14件というのは、23年6月に当会は認証を取得しておりますが、当時、地元のマスコミさんに取り上げていただきまして、その辺りの反響からの利用相談等が多かったというのを記憶しております。あとは、地元の広報誌にも取り上げていただきましたので、その辺の兼ね合いで受理件数が多かったかと。24年度7件で、私の感触では既に25年度の受理件数は同数、7件ぐらいありますので、24年度より今年度の方が件数的には順調に推移している状況でございます。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。

どうぞ、森委員、お願いします。

○森委員 今の渡部委員の御質問とも関連するのですが、皆様方恐らく全国という組織を持たれているのだと思うのですが、その中でADRが議題になったり、積極的にやっついこうというような提案はあるのかということと、皆様方同士で、行政書士さんから見て司法書士さんがどうやっているのかとか、そういう交流みたいなものはあるのかないということ、もしあれば教えていただければと思います。

○伊藤座長 それでは、伊藤センター長から適宜お願いいたします。

○伊藤センター長 行政書士会は、全部で47都道府県ある中で、全ての単位会がやるということは聞いておりません。ただし、やりたいとか、やる方向で検討しているというのが20都道府県ぐらいかと思います。そのくらいの感触でございます。

あと、他士業との交流ということですが、いろいろな研究会と言いますか、協会とか、ある先生のセミナー等で出会った他士業の方で、「是非今度うちの研究会に来てみてください」とか、逆に私たちが「今後そちらに参加させていただいてよろしいですか」というような形で、お互いに参加し合うとか、あるいは、ある先生が集めた中で共同研究みたいなことをやってみないかということは様々な角度からやっております。

○伊藤座長 では、小柳副所長、お願いします。

○小柳副所長 お答え申し上げます。昨年の4月期の時点で、センターを開設しておりました三十数県の都道府県会が東京で一堂に会しまして、俗に言う決起集会ですね、年間何件の労働相談を受けましょう、そのうち何件をあっせんに持ち込みましょうというような会議

を持ちました。その中で、今申し上げましたように、福岡、大阪、岐阜、愛知というあっせん受理件数の多い県会が、このような工夫をしておりますとか、このようなやり方をやっております、このような考え方を持っておりますというようなことを、パネラーとして発言して、目標になるような労働相談を受けましょう、あっせん件数をクリアしましょうということを決議した次第でございます。

それから、他士業との交流は、福岡県のセンターではございません。

○伊藤座長 では、富士田顧問、お願いします。

○富士田顧問 全国組織ですが、私どもは日本土地家屋調査士会連合会という全国組織がございます。ここにもADRセンターが設置されていまして、当会からも委員を派遣しております。全国50会、全部委員が出ているわけではないと思いますが、連合会の主な役割は、今承知しておりますのは、50会中18会が法務大臣の認証を頂いておりますが、この認証手続などのレクチャーと言いますか、指導も連合会で対応してくれております。そういうことで全国連合会から各単位会へADRに関するいろいろな情報の発信等もございます。

それから、もう一点の横の士業同士等の連携についてですが、現在、弁護士会とは定期的に意見交換会をしております。先ほど言いましたように、土地の境界紛争ということになりますと、弁護士会の紛争解決センター、それから、裁判所の筆界確定訴訟、法務局の筆界特定制度、こういうところに限られてきますので、同じ紛争形態を扱う組織ということで弁護士会とは意見交換会をやっておりますし、法務局とは年に2回程度、連携のための意見交換会議を持っております。あとは裁判所なのですが、先ほど申し上げましたように、何とか裁判所ともそのような連携、意見交換をする機会を作っていきたいということで、今検討しているところでございます。

○伊藤座長 それでは、高木副会長、お願いします。

○高木副会長 司法書士会は、日本司法書士会連合会という団体がございまして、そちらでADRに関する各単位会の担当でメーリングリストを組んでおりまして、情報交換をしているということと、年に数回、担当者が集まってADRに関する会議等を行っております。

また、他士業さんとの関わりですけれども、札幌司法書士会ADRセンターとしましては、認証は取得しておりませんが、札幌弁護士会の紛争解決センター担当委員長さんと意見交換をさせていただいているということと、トレーニングにおいて、東京司法書士会の助言弁護士であり、東京第二弁護士会の中村芳彦先生に講師をお願いして、いろいろ御指導いただいているところでございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

そろそろ予定の時間ですが、山本委員、お願いします。

○山本委員 手短に三点です。

行政書士ADRセンター東京にお伺いしたいのですけれども、最後の要望事項というか改善を要すると考える点のところ、証言拒否権について言及がありますが、これはそういうものが要だという具体的なことがあったのか、こういうことを提言されている理由についてお伺いできればというのが第1点です。

第2点は、社労士会労働紛争解決センター福岡ですけれども、予算措置の点であります。先ほどのお話だと予算措置があれば、利用者の利益のために使えるという話がございます。よろしければ、お金があればこういうことが利用者のためにもっとできるのに、今お

金が十分でないのでこういうことができないのだということがもし具体的にあればお教え  
いただきたいと思います。

第3点、最後はあいち境界問題相談センターへの御質問です。申立て件数と相談件数、平  
成24年度で相談件数は634件に対して申立て件数4件ということで、相談がもう少し  
申立てにつながるかというお話があったかと思います。その中で代理人の問題の御指  
摘があったのですけれども、本人の申立てとして、工夫の中で、文書で境界線について記  
述することを求めないで、公図の中に描けばいいとか、あるいは、写真とかで描けばいい  
と、これは裁判とは違う、非常に画期的な取組をされているなと思ったのですが、本人で  
申し立てるというところを増やしていくことをやっていくことも考えられるように  
も思うのですけれども、代理人の付いた申立てをもっと増やしていく必要があるというお  
考えなのかどうか、その点を確認させていただければと思います。

○伊藤座長 では、伊藤センター長からお願いします。

○伊藤センター長 実際にそれが懸念されるようなケースはいまだかつて1件もございません。  
ただし、私たちがトレーニングをするとき、あるいは、初めての挨拶というふうに、当事  
者に対してお話しするときがあるのですが、「私たち調停人は守秘義務を持っておりまし  
て、ここで話されていることは一切公にすることはございません」と当事者にも話をしま  
すし、私たちがそれを公にすることはできないのだという形で調停人に話をしております  
が、万が一、裁判所から召喚、あるいは、裁判所に出てきてくれと言われたときに、私た  
ちは一切公にしませんということと矛盾しないのかというので、特に調停人の養成講座を  
しているときに非常に不安に思っている方が多いということがあります。そこが明記され  
れば、「私たちには証言拒否権があって、仮に裁判所に呼ばれても私たちは一切そこを証  
言する必要がないのだ」ということを明示されていれば、そのところは強く、私たちは  
一切公にすることもないし、仮に裁判所に呼ばれてもそこは大丈夫だということで、念を  
押して養成することができると考えているからでございます。

○伊藤座長 では、小柳副所長、お願いします。

○小柳副所長 センター福岡では、資料の4ページに書いておりますが、総合労働相談室とい  
うものを併設しております。労働問題や年金に関して全て相談を受けるということなの  
ですけれども、ある年に総合労働相談室で土曜日の4時間、ラジオ番組を借り切ったこと  
があるのです、4時間のスポンサーになります。そうしましたら、電話が鳴りやまないぐら  
いに相談室に電話がかかってくるのですね。そのときに思ったのがマスコミの力、広報の  
力というのを実感いたしました。

そういうことで、具体論と言えるかどうかわかりませんが、何らかの形でマスコミ  
を通じたPRを、単発では多分意味がないと思いますので、マスコミを利用した繰り返  
しのPRをやっていきたいなど。そういうことで昨年度は中吊り広告を公共交通機関に掲載  
したわけですが、3か月間ということで単発になりましたので、もっと繰り返して  
きるような費用を捻出したいと考えております。

○伊藤座長 では、富士田顧問、お願いします。

○富士田顧問 先ほど来申し上げていますように、申立人の平均年齢は75歳を超えているわ  
けです。私の方で「公図に赤い線、青い線を引いていただだけで結構ですよ」と。でも、  
それさえ手が震えて定規で上手に引けないという年代です。その人たちには40代、50

代の子どもがいるのです。いずれその土地を相続する立場の者がいるけれども、一度も付いてくることはありません。そうしますと、やむを得ませんので、事務局が鉛筆の先で「ここここですか、この点のこの点を結んだ線ですか」と、くどいように意思を確認して、事務局職員が線を引いてやる。そこまでやっております。ところが、同一申立人が別封筒から出してきた図面を見ると全然違う図面などもある。

そうしますと、土地の境界紛争というものについては、専門家が付いて助言、調査等をしていく方が、先ほど言いました「早く、安く、うまく」という売りにつながってくるのかなということを強く思っております。そういう点で、弁護士なり土地家屋調査士が代理人として付いている方が、申立人である当事者も安心できる。ふさわしい表現かどうか分かりませんが、後期高齢者の皆様の大半は、私が接してきた経験則で申し上げると頑固な方が多いです。思い込みと言いますか、ここだと思えばほかの資料を幾ら提示して説明してもなかなかそれを曲げない。そういうところも、申立て件数だけではなくて、申立て件数に占める不成立の割合が非常に高いのだらうと思っております。これを和解成立までにこぎ着けるには、専門家のバックアップが欠かせないのだらうと。

認定司法書士の方は140万円以下の少額訴訟は独立して簡裁訴訟代理行為ができる。私どもも法務大臣の指定した特別研修を受けて、考査で一定の点数を取ったものが認定土地家屋調査士とされておりますが、何ゆえに私ども土地家屋調査士の方は単独で代理ができないのかという疑問がございます。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、他に特に御発言がなければ、この辺りで終了とさせていただきますが、本日は4事業者の方々から、限られた時間の中で簡潔でかつ非常に分かりやすい御説明を頂戴しました。また、委員の皆様からの質問に対しても丁寧に答えていただきまして、それぞれの事業者の事業の内容等について、私どもも十分な理解を持つことができたように感じております。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。それでは、本日はこの程度にいたしたいと思えます。

次回、第6回の会議は9月25日、木曜日、午前10時から、場所は法務省5階の訟務部門会議室で開催いたしたいと思えます。これまで、第1回、第2回会議におきまして、認証、紛争解決制度の説明や実施状況と課題について事務局からの報告を受け、また、第3回会議から本日まで事業者等の方々から実際の業務についての御報告を頂いたところでございます。次回以降の会議の進め方につきましては、事務局とも相談の上、改めてお知らせ申し上げたいと存じます。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。活発な御審議を頂きましてありがとうございました。

—了—